

## 概要

審査請求人に残存する障害は障害等級併合10級に該当するとして、障害等級第11級とした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要

審査請求人（以下「請求人」という。）は、○株式会社のバスの運転手であるが、平成○年○月○日、高速道路を走行中、大型トラックに追突し、運転席に挟まり、足等を負傷した。同日搬送された○病院で、「左脛骨高原骨折、左第1指基節骨粉碎骨折等」の傷病名で加療後、平成○年○月○日に症状固定となった。

請求人は、障害が残存するとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は障害等級第11級に該当するものと認め、同等級に応じる障害補償給付を支給する処分をした。

### 2 審査請求の理由

請求人の後遺症は、第11級より上位の等級に決定されるべきである。

### 3 原処分庁の意見

- (1) 外見上、左下肢に線状痕を認めるも、醜状障害に該当する程度のものではない。  
医証より、エックス線上、左脛骨外側高原の関節面の変形を認める。  
また、第1の足指の可動域は、指節間関節において健側に比し2分の1以下に制限されていることを認める。  
医証及び請求人の主訴より、左膝関節部に歩行障害を伴う程度の疼痛等神経症状の残存を認める。また、医証にある左顔面の知覚鈍麻は、請求人の主訴にはなく、認定基準に該当する程度のものではない。
- (2) 第1の足指に機能障害が残存しているため、「1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの」（第12級の11）と、左膝に強度の疼痛が残存しているため、「局部にがん固な神経症状を残すもの」（第12級の12）に該当するものと思料し、併合11級に該当するものと判断した。

### 4 審査官の判断

- (1) 請求人は、治ゆ後、左足指関節の機能障害、左膝の機能障害及び疼痛等、右手指の機能障害等が残存していることを訴えている。
- (2) 左足指関節の機能障害について、監督署長は、左第1足指の指節間関節の測定値が健側に比し2分の1以下に制限されていることから、「1足の第1の足指の用を廃したもの」（第12級の11）と認定している。  
しかしながら、請求人は、障害認定時に提出した「予診表」において、「左足の親指と人差し指が動かない。」と記入している。その程度の確認のため病院医師に症状所見書を求めたところ、左第2指中節骨骨折後の同指中足指節関節及び近位指節間関節の測定値が健側に比し2分の1以下に制限されていることが確認された。  
よって、左足指の機能障害については、「1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの」（第11級の8）に該当するものと判断する。
- (3) 左膝関節の機能障害について、障害診断書の測定値によると、健側の4分の3以下には制限されていない。よって、障害等級に該当する程度以上の機能障害は認められない。
- (4) 左下肢の神経症状について、左膝関節部は、骨ゆ合を認めるが、関節面の変形を認め、関節軟骨損傷等も伴っていたため、関節部痛が残存し、歩行障害等も認められるとあり、「局部にがん固な神経症状を残すもの」（第12級の12）に該当するものとした監督署長の判断は妥当であると判断する。
- (5) 右手指の機能障害について、障害診断書に、右母・示・中指の伸展障害と記載されていたため、病院医師に確認したが、障害等級に該当する程度の機能障害は認められなかった。
- (6) 以上のことから、請求人の障害の程度は、左足指の「1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの」（第11級の8）と、左下肢に「局部にがん固な神経症状を残すもの」（第12級の12）が残存しており、併合10級が相当と判断する。